

第五十五回 参議院文教委員会會議録第六号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

五月十七日

北條 雋八君

北條 浩君

補欠選任

北條 雋八君

北條 浩君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

大谷藤之助君

委員

楠 正俊君

中野 文門君

秋山 長造君

鈴木 力君

北畠 教貞君

近藤 鶴代君

内藤三郎君

吉江 勝保君

小野 明君

成瀬 幡治君

林 塩君

鋼木 亨弘君

岩間英太郎君

齋藤 正君

赤石 清悦君

蒲生 芳郎君

渡辺 猛君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

安達 健二君

参考人

オリンピック記念青少年総合センター理事長
北岡 健二君

北岡 健二君

本日の会議に付した案件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨五月十七日、北條雋八君が委員を辞任され、その補欠として北條浩君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続きこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

なお、政府側より鋼木文部大臣、蒲生文化局長、安達審議官、佐野著作権課長が出席いたしました。

○秋山長造君 議題に入ります前に、ちょっと資料を要求したいと思うんですが、その第一は、先般来、東大の宇宙航空研究所の経理、あるいはその運用等をめぐって、乱脈じゃないかという問題が、会計検査院からも指摘をされ、また、予算委員会等でもずいぶん問題になってきているわけです。

それからもう一つは、アメリカの陸軍から、物理学会、あるいは各大学研究所等へ資金援助が相当長期間にわたってあったという事実が明るみに出まして、またこれも新聞等でも大きく取り上げられたり、さらに、予算委員会等で現に質疑が続けられておる。特に、その資金を受けておる研究の内容が軍事目的に利用されるんじゃないかという疑惑が非常に持たれている。これは容易ならぬ問題だと思ふんですが、ただ、この肝心の文教委員会という場所でないに、ほかのところで先に問題が表面化しているわけです。しかし、われわれとしてもこれは重大な関心を持たざるを得ぬ問題です。文部大臣あるいは文部当局としても同様であらうと思う。そこで、これらの問題の内容、また、それに対する文部当局の対策というふうなものをもとめた資料をひとつこの委員会に急出したいとお願いいたします。

それから、第二点は、一般的な資料の問題ですが、これは皆さんも御記憶だと思ふのですけれど、この委員会でも、従来しばしば、文部省で発行されておる資料をもっと積極的にこの委員会へ出していただきたいということを要求してきていたわけです。そのつど、今後は積極的にやりますという約束にはなっておたのですけれども、やはり依然として、率直に言いましてあまり資料の出ぐあいはよくない。どの資料を出して、どの資料を出さぬかというその判断がなかなかつかぬという点も、それはあるかもしれぬけれども、それにしても、ほかの役所に比べてわりあい資料を積極的に出されぬ。その点に関する限りは非常に消極的なように思ふのですよ、文部省は。たとえば、具体的に申しますと、文部省でかつては私どもに提供されておたのです、「教育委員会月報」というのを月々出しておるのです。これなんかは私自身でも三回くらいこの委員会でも正式に要求したことがあると思うのですけれども、出す出すと言われて、まだ今日だいままで全然もたらなかったことがない。それから「文部時報」という雑誌が出てますね。これなんか全然私どもの手には届かぬわけなんのです、そういうものはひとつと積極的に資料を提供してもらいたいとい

うことを、大臣がかわられたので、また新しく重ねて申し上げるんですが、この二点についての資料の要求をいたしますから、それに対して大臣、お約束いただけるかどうか、ちょっと念押しをしておきたい。

○国務大臣(鋼木亨弘君) 第一の問題でございますが、宇宙航研の経理並びにそれに対する対策の問題でございますが、これは委員長よろしゅうございませうか、――委員長を通じて……。

それから第二の米國陸軍の極東研究開発局から援助を受けております問題につきましては、御承知のように予算委員会でも資料の要求がございまして、いまその作成中でございまして、もう近日中にできる予定でございますが、予算委員会に提出いたしますと同時に、本委員会にも必ず提出いたします。

それから資料につきまして、私もちょっと承りまして、まことに申しわけなかったと存じます。率直におわびを申し上げます。今後できるだけ資料を提出するようにいたします。

○小野明君 著作権法の一部改正について若干質問を申し上げたいと思うのでありますが、なお、私はまだ大臣の所信表明に対する質疑を行なっておりませんので、それについて必ずひとつ時間を設定していただきますように、この質問に入ります前に委員長にお願いをしておきたいと思うのです。よろしゅうございませうか。

○委員長(大谷藤之助君) たまたまきょう大臣見えておりますが、冒頭にそれをおやりになってやられることは、質疑の運びにぐあいがよければけっこうです。

○小野明君 あと、あまり質問がありませんから、あとでいいです。

○委員長(大谷藤之助君) はい。

○小野明君 それでは著作権法の一部を改正する法律案、この提案理由を見ますと全面改正を近く

やるのだ、こういうことが所々方々に出ておるわけですね。それで、なるほどこの法律の制定が明治三十二年ですか、非常に古いものであることはわかるわけでありまうけれども、全面改正をしなければならぬものか、あるいは不適当な部分について部分改正でいいものかどうか、非常に議論の分かれるところであると思つておられます。私はむしろ私の見解から申し上げますならば、不適当な部分、これについて部分改正でもって処置をしていくほうがむしろ時宜に適したやり方ではないだらうか、このように考へておるところであります。それにいたしまして、近く全面改正をやるのだ、こういう理由が述べられておるのであります。全面改正をしなければならぬ理由でございますが、これと全面改正はいつごろおやりになるのか、そのめどでございませう、こういった問題についてまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(溝生芳郎君) ただいまのお尋ねでございますが、おっしゃいますように、現行の著作権法は古く明治三十二年に制定されて、その後、部分的あるいは技術的には多少修正もなされておられますけれども、基本的には変わっておりません。これは御承知のとおりであります。しかし、その後いろいろ時代の趨勢にかんがみまして、著作権関係のいろいろの面におきまして情勢が非常に変わつてまいつておられるのが当然であります。したがつて、この際、部分改正でなくして全面改正をすべき時期にすでに到達しておるといふことからいたしまして、去る三十七年に著作権制度審議会が設置されて、全面改正の線に沿つて今日まで審議を続けてまいつてきたわけでございします。したがつて、また国際条約等におきまして、その後改正も相当な改正が行なわれてきておりますので、国際的な関係におきまして、ただ部分改正では相済まない事態に至つておられると思つております。したがつて、部分改正ではなくて、全面改正に踏み切らうというたゞいまの状態に立ち至つております。なおこの全面改正をいつの時

期においてするかということにつきましては、先般も大臣が申されましたように、たゞいま提出しております法案では、今後さらに二年延長ということに、保護期間を延長するということにはいたしておりますけれども、全面改正につきましては、できるだけ早い機会に、具体的に申しますならば、ぜひ次の国会にはこの全面改正の法案を提出いたすべく努力をしておるところでございます。

○小野明君 この御説明によりまして、情勢が変わつておると、時代の趨勢によつて、そういう点の改正というものが行なわれておる、これが二つの理由といひますか、改正の理由になつておるやうであります。全面改正のですね、それでは、この著作権法を改正しなければならぬ情勢と、こういうものは一体どういふものか、あるいは国際条約の改正といふのは、この著作権法のどこが変へられておるのか、そういう点について、この理由の中には述べられておらないわけですね。その点をひとつ御説明をいただきたいと思つております。

○説明員(安達健二君) まず、現行の著作権法の最初につくられた時期は、まだ著作物といひまして、いわゆる代表的なものとして書籍といひか、そういうものを中心にした著作権法といふ考へ方でございします。その後ラジオというものがあつて出てまいりまして、昭和六年にその関係の改正がございしました。しかしながら、最近におきますテレビというふうな新しい著作物の複製手段というふうなものが出てまいりました。あるいはさらに最近におきましては、リコー、写真複製というふうなものが非常に発達してまいつておる、あるいはまたマスキングの非常な発達に伴ひまして、著作物の利用機会が非常に増大して、出版文化の面でもとよりのこと、いわゆる実演の機会もございしますし、あるいは放送あるいは興行、上映の利用という点で非常に利用の機会が増大しておる、こういうことが言えるわけでございます。そういう面からいひますと、現行法の

態勢が、基本的には出版物というものを原則といたしまして、それにラジオ、放送等を加えておりますけれども、そういう先ほど申し上げましたような利用機会という面では、はなはだ不足している面があるといふことが言えるのであります。それから国際条約との関連から申しますと、日本が入つておられるところのベルヌ条約、これに基づいて現行の著作権法が作成されておるわけでございますが、現行の著作権法は一九二八年に成立いたしましたベルヌ条約のローマ規定というものに基づいておられるわけでございます。ところが、そのベルヌ条約は一九四八年にベルギーのブラッセルにおいて改正が行なわれました。この際、日本は占領下のためにその会議に列席することができなかつたといふのでございしますが、しかしながら、これはベルヌ条約の大部分の国がすでにブラッセル規定に加入しておるということでございますが、さらにそのベルヌ条約のブラッセル規定は、この六月から開かれますところのストックホルム会議におきまして、さらに改正が加えられようとしておるといふことでございします。

したがつて、現行の著作権法は一九二八年のまだ改正にのつた法律であるといふことが言えるのでございします。そういう面では、新しい国際条約に即応したものを考へなければならぬといふことになるわけでございします。それから、またもう一つ、現行では著作物の一つといたしまして「演奏歌唱」といふものを入れておられるわけでございます。しかしながら「演奏歌唱」といふようなものを著作権法で保護しておる国は日本だけでございまして、多くの国におきましては、これを別な法律、あるいは別な権利といたしまして保護をいたしておられるわけでございます。そういう面におきまして、実演家とレコード製作者と放送事業者を保護するためのローマ条約というものが、昭和三十六年にこの条約が形成されたわけでございます。もちろん、この条約にはまだ日本は入っておりませんが、そういう

「演奏歌唱」を著作物で保護するのではなくて、実演家、それからレコード製作者、あるいは放送事業者を含めましてそういうものを、隣接権といたしまして保護するための条約ができておるわけでございます。そういうことからいひまして、そういう新しい条約に沿つて、実演家、レコード製作者、あるいは放送事業者をも含めた保護の体制を考へなければならぬ、こういうふうになつてくるわけでございします。そうなるというところ、それから世界の文明国ほとんどすべての国が、すでに戦後、著作権法につきまして全面改正をいたしております。一番最近では、ドイツが去年の一月から新しい著作権及び隣接権に関する法律を制定したわけでございします。また、そのほかに、イギリス、フランスあるいは北欧諸国などはすべて戦後全面的な法律改正を行なつております。それからアメリカにおきましては、一九四八年に全面改正が行なわれましたが、さらにそれを全面改正するための法案が国会において審議中でございます。先日、下院を通過いたしました上院に回付されておる、こういうふうな状況でございまして、各国ともすべて古い著作権法を、一部改正という形で新しい全面改正という形で行なつておる。こういうふうな状況でございしますので、やはりこの際はそういう新しい社会情勢に即し、また国際情勢に即して全面改正をすることが妥当である、こういうふうな考へにならうかと思ひまして、昭和三十七年に文部省におきまして、政府から著作権制度審議会を設ける旨の文部省設置法の改正法案を出しました際も、そういうふうな基本的な考へ方に立つて提出をいたしましたものと考へておられるわけでございします。

○小野明君 何を全面改正といひ、何を部分改正といふかということについては、いろいろ問題なり見解の分かれるところであらうかと思つておりますが、テレビができた、あるいはリコーができた、こういうことについてはこの著作権の趣旨を生かしながら追加すればいいわけでありまして、しかし、おっしゃるような事情もよくわかる

わけです。六月からベルヌ条約の改正会議というものが開かれるのでありますけれども、これはどうですか、いま御説明になりましたような点が全部会議の案件として上がるわけですか。草案というものを送ってきているのではないですか。そういうものをひとつ説明してもらいたいと思うのです。

○説明員(安達健二君) この草案は、文部省で先般公表いたしました草案なり、あるいはその基礎となりました著作権制度審議会の答申は、ベルヌ条約との関係からすれば、一九四八年にできましたブラッセル規定の考え方はほとんどすべて取り入れるとともに、この六月から開かれますところのストックホルム会議での議題について予想されるものについては、ある程度織り込みをいたしているわけでございます。ただし、ストックホルム会議の規定はまだきまつておりませんから、それがどうなるかということによって法案の再検討ということが当然でございますけれども、大体そういうようなことで、特にこのストックホルムの会議において議題とすべき事務局のほうから提案されている問題点といたしましては、たとえば映画の権利関係につきまして国際的な基準を設ける。映画の国際流通を円滑にするための規定を設ける。それから著作権の基本的な内容といたしまして、複製権のことについて規定する。現行著作権の一番基本的なものでございます著述を印刷にしてお出すというふうな、そういう権利が条約上の権利として定められていない。それについて今度は複製権についての規定を設ける。それとともに、その複製権の例外の場合を許されることを条約上で明らかにするというようなことが議題となっております。それから第三点といたしましては、保護の基準として、国籍主義及び住所主義を導入するというところでございますが、これは日本人の著作物であればそれがどこで発行されようかと保護しよう。現行では日本人の著作物がイギリスで保護されるためには、他の同盟国、フランスとか、ドイツで発行されなければならないということ

とになっておりますが、それがかりにソビエト連邦のようなベルヌ条約の同盟国でない国において発行されたものについてまで保護を及ぼすというふうな考え方を導入しようというようになっておるわけでございます。それから第四点といたしましては、新興国がベルヌ条約に加入しやすくなる、あるいはベルヌ条約に加入している国がなるべく容易に外国の著作物を、先進国の著作物を利用してできるようにするというような意味において、保護年限を半分にするとか、あるいは翻訳についての特別の規定を置くとか、そういうような新興国のための特別措置を定める議定書を定めよう、こういうような点が著作権の内容として特に議題になっておる点でございますけれども、同時に会議では、各国からそれぞれ原案にない提案がいろいろございまして、そういう点についての議論のあるところは、その結果によりまして、なお現在考へております草案にも、これに再検討を加える必要も生じてくるだろうと、かように考へておるわけでございます。

○小野明君 大体わかりました。それでこの中には、私がずっと読んだ限りでは、やはり写真が十年しかない、こういう点が一番問題であるように思ふわけですね。それで写真の保護年限というのは各国でどのように扱われておるのか、それがおわかりであればひとつ書籍等の関連で説明をいただきたいと思ふんです。

○説明員(安達健二君) 写真の著作権の保護期間につきましては、まず諸外国を申し上げる前に若干その基礎になっております条約関係を申し上げさせていたきたいと思います。現在、日本が入っておりますところのベルヌ条約のローマ規定、あるいはさらに一九四八年にできましたブラッセル規定におきまして、一般の著作物の保護期間は死後五十年に對し、まして、写真については各締約国の定めるところによるといふことで、各国の自由になっておるわけでございます。それから日本がもう一つ入っておりますところの、アメリカ等の国の関係において入っ

ておりますところの万国著作権条約につきましては、写真の保護期間は十年より短くはならない、こういう規定ができておるわけでございます。それから、今度ストックホルム会議で提案されておる内容によりますと、写真の保護期間については制作後二十五年より少なくともはならない、少なくともはいいけないというように最低制作後二十五年という案が出されておると、こういうのがいわゆる条約関係でございます。それに対して、諸外国、特に先進国の例を見ますと、まず日本と同じような方式を要しない、著作物の保護について方式を要しない、著作物の保護と、一般の著作物と同様に死亡時から五十年といたしている国にフランスがござい、その他の国は大部分は、イギリスは一般の著作物の保護期間が死後五十年、それからドイツは一般の著作物の保護期間が著作物の死後七十年と、これに對し、写真は発行後二十五年というふうになっております。それからイタリア、オーストラリアなども発行後二十年あるいは二十五年というふうなふうになって、一般的に写真の著作物の保護期間は一般の著作物に比して短い期間が定められておる。そして大部分の国が著作物の死亡時計算ではなくて、発行後、あるいは公表後、あるいは制作後計算するといふ体制になっておるわけでございます。ただ、イタリアにつきましては写真の制作のときから二十年、それからオーストラリアは撮影のときから二十年というふうになっております。それからトルコが公表されたときから二十年、それからスウェーデンが制作されたときから二十五年というふうな、いろいろ各国によって定め方が違つておるといふようになっておるわけでございます。

○小野明君 きょう、暫定延長措置を講じない理由、「写真の保護期間について暫定延長措置を講じない理由」というのを配ってもらったんですが、これはどうですか、もう説明をしたんですかね。

○説明員(安達健二君) しております。内容についてはでございますが、これについては説明してないです。

○小野明君 ああそうですか。それをひとつそれなら説明してくれませんか。

○秋山長造君 ちょっと済みませんが、その前に死後計算の国はもうほとんどない、フランスぐらいのものだというお話をこの前も聞いたんですがね。もっと、だいたいあるんですね。これは。実はここに私持っております資料は昭和三十一年の資料なんです。だから、その後も相当改善をされているんじゃないかと思ふんですけれども、その三十一年度の資料でも、たとえばポルトガル、スペイン、ブラジル、フランス、ベルギー、レバノン、ルーマニアというところはまだみな死後計算ですね。ポルトガルは永久ですね。できれば、この著作権関係の法令集をいただいております中のしまいのほうに一般著作物の保護期間はあるんですけどもね、写真についての保護期間の何か一覧表みたいなものを、あなたのところで資料ができれば、あるいは持っておられれば、ちょっと至急にもらいたいと思ふんですがね、ということ、それからアメリカで新しい著作権法が最近下院を通過したというお話ですが、そのアメリカの新しい著作権法の内容では、やっぱり死後計算ということになっておるようには聞くんではないけれども、その点はいかがですか。

○説明員(安達健二君) アメリカについてはちょっといま資料を持ち合わせておりませんが、調べました上でお知らせしたいと思ひますが、なお、私先ほど申し上げました中で、オーストラリアにつきましては写真の保護期間は撮影のときから二十年で消滅するというふうになっておりますが、もう一つ写真美術の著作物という、写真をまた二種類に分けておまして、それは一般の保護期間、生存間及び死後五十年ということでございますから、私の説明が不足しておりましたので、その点を訂正させていただきます。

○説明員(安達健二君) しております。内容についてはでございますが、これについては説明してないです。

○小野明君 ああそうですか。それをひとつそれなら説明してくれませんか。

○秋山長造君 ちょっと済みませんが、その前に死後計算の国はもうほとんどない、フランスぐらいのものだというお話をこの前も聞いたんですがね。もっと、だいたいあるんですね。これは。実はここに私持っております資料は昭和三十一年の資料なんです。だから、その後も相当改善をされているんじゃないかと思ふんですけれども、その三十一年度の資料でも、たとえばポルトガル、スペイン、ブラジル、フランス、ベルギー、レバノン、ルーマニアというところはまだみな死後計算ですね。ポルトガルは永久ですね。できれば、この著作権関係の法令集をいただいております中のしまいのほうに一般著作物の保護期間はあるんですけどもね、写真についての保護期間の何か一覧表みたいなものを、あなたのところで資料ができれば、あるいは持っておられれば、ちょっと至急にもらいたいと思ふんですがね、ということ、それからアメリカで新しい著作権法が最近下院を通過したというお話ですが、そのアメリカの新しい著作権法の内容では、やっぱり死後計算ということになっておるようには聞くんではないけれども、その点はいかがですか。

○説明員(安達健二君) アメリカについてはちょっといま資料を持ち合わせておりませんが、調べました上でお知らせしたいと思ひますが、なお、私先ほど申し上げました中で、オーストラリアにつきましては写真の保護期間は撮影のときから二十年で消滅するというふうになっておりますが、もう一つ写真美術の著作物という、写真をまた二種類に分けておまして、それは一般の保護期間、生存間及び死後五十年ということでございますから、私の説明が不足しておりましたので、その点を訂正させていただきます。

○説明員(安達健二君) しております。内容についてはでございますが、これについては説明してないです。

なお、他の国の資料につきましては、いまちよつとここには持ち合わせておりませんが、あとでまたお目にかけたいと思います。

○小野明君 それではこの説明をちよつと。

○説明員(安達健二君) それではお手元の資料につきまして、「写真の保護期間について暫定延長措置を講じない理由」ということで、読みながら説明させていただきます。

第一番目は、「著作権の保護期間を暫定的に延長する措置は、特別な例外的措置であると考えられる。」つまり新しい著作権法ができるまでの間のつなぎというふうな意味でございますからして、したがって、それは特別な例外的な措置であつて、原則といたしましては例外は少ないといふことが言ひ得るかと思ひます。そういう観点から見ますと、「今回の暫定延長措置は、前々回および前回の暫定延長によつて保護期間の延長された著作物について、引き続き同趣旨の保護を図ろうとするものであり、あくまでも、当初の特別な立法措置を継続する性格のものであつて、新しいものを加えるという、そういう考え方ではない。つまり、そういう基本的な点があるということとを第一点で説明しておるわけでございます。

それから第二番目に、当初の暫定延長措置は、これは衆議院の議員提案として行なわれたわけでございますが、その理由とするところは、「著作権制度の全面的改正までの間に著作権の保護期間の終了する著作権者、とくに早世した著作者の遺族に対する救済を図ることが時宜に適合するものである」といふ、そういう遺族救済というふうな観点があつたと伺つておるわけでございます。で、「このような観点も考慮して、発行時を起算点とする写真や著作物の死亡の考えられない団体名義の著作物については暫定延長の措置がとられなかったのである。」、こういうふうなことはなかつたかと思はれるわけでございます。

それから第三番目に、「暫定延長措置の対象とされた著作物は、ベルヌ条約(ブラッセル規定)上、著作物の死後五十年または公表後五十年の保護期間が義務づけられているものに限定」する。すなわち国際的にも標準がはっきり確立してある、そういうふうなものについては、やはりそれを前提としつつ、その切れるその関係のものを調整しようというところを基本的な出発点としておるわけでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、写真等は条約上その保護期間を国内立法の定めるところにゆだねておるということ、で、なお国際的な基準が明らかでないというふうな点があるわけでございますので、それは著作権制度の全面改正の時期まで待つべきであるというふうな考え方、そういう国際水準の明確なものに限つて延ばしておることが言はれるかと思ふのでございます。

それから第四番目に、「現行法における写真の著作権については、嘱託写真の著作権の帰属その他に關し検討を要する点が多く、それらの問題の適切な処理とともに保護期間の延長を図ることが適当と考えられる。」で、嘱託写真の著作権の帰属と申しますのは、ある人が写真家に頼んで自分の肖像写真をとってもらつた場合におきまして、その肖像写真の著作権は、写真家ではなくて頼んだ肖像本人が著作権を持つておるという態勢でございます。これはイギリスにもその例がございますけれども、著作権制度審議会等でこれをいろいろ議論いたしました結果は、やはり著作権は著作物たる写真家に譲るべきである、こういうふうなことが出ておるわけでございます。あるいは文芸の著作物に写真を入れていたしますと、その写真の著作権は文芸の著作物の著作権の中に吸収される、こういうふうな規定もある。これも写真家にとつてはむしろ不満な点であるわけでございす。その他こまかい点もございす、そういう写真の著作権の内容自体に、やはりいろいろ問題がある、したがつて、保護期間の問題とあわせて、そういうものの内容を、むしろ著作物のような点を十分考へて内容を整備するといふこと、あるいはまたそういう著作権の制限についても必要な制限を加えて、そして写真の著作権が非常に現

代に適しない点が多いから、それらを直して、その内容なり制限なりを整備して、そして保護期間も一緒に延ばすといふことがより妥当である、こういうふうなことが考えられるといふことでございまして、たとえば嘱託写真でございまして、たとえば私が写真家に頼んだ私の肖像写真の著作権は、これからずっと二年延びると同時に、その間、新しい著作権法ができれば、それに乗り移るわけでございすから、たとえば五十年とすれば、私が五十年間持つてしまふというふうなことになるような多少の不合理的なものでございまして、そういうような点を考えますと、やはり内容と一緒にこれは整備したほうがよいというふうなことが言はれるのでございす。それから第五番目に、「かりに写真の保護期間について暫定延長措置を講ずるとすると、現在暫定延長措置の対象外としてゐる団体名義の著作物、これについては暫定延長の措置がされてゐないわけであり、ところが、この写真について、かりに講じますと、写真については個人のものも団体のものも十二年といふことになつて延長ははかられるわけでございす、写真以外の団体名義について、これは三十年とすると、その間、写真の団体名義のものと、その他の団体名義のものと、この間に不均衡を生ずるというふうなことで、やはり写真に手を触れると、団体名義にも、これは法律の体制からいいたしまして、権利の均衡上、やはり手を触れざるを得ないといふ問題が発生してくるというふうなことが言はれるわけでございす。それから演奏歌唱と録音物につきましては、これは隣接権のほうにこれを移すといふような関係になつておる。しかも、その期間はむしろこれを現在の三十年を二十年にするといふような内容にもなつてくるわけでございす、そういうふうな関連の問題も、やはり考慮しなければいけないといふことが出てくるわけでございす。そういうふうに暫定延長の問題は、やはりいろいろの点に引ひかかってくる。

そこで、第六番目に、「著作権制度全面改正の成案を得る日の近いことが、先ほど局長から説明いたしましたように、次の通常国会には出すべく最善の努力をする」といふようなことになつておる。以上、諸点から判断して、写真の保護期間については、全面改正の機会に、権利の内容、権利の制限等もあわせて総合的に処理するのにより適当であると考え、このようにございす。

○小野明君 御説明についてはよくわかりましたが、団体名義の著作物、あるいは隣接権というふうなものは、これは新たに生じたものだと思ふので、それで、はっきりしているのは、普通の著作物が三十年——三十五年ですか、それから写真が十年、写真が十年で不合理であるといふ点は、これはきつて明瞭であると思ふのです。この点が十年になつておるといふことは不合理でないかどうか、あなたはそういうふうな考えられますか。

○説明員(安達健二君) まず団体名義について関連して申し上げますと、団体名義も現行法は公表のときから三十年、それに対して今度の著作権制度審議会の答申、あるいは文部省の草案では公表後五十年といふふうになつておるわけでございす。したがつて、写真と団体名義とは、ほほいといふことが言はれるわけでございす。それから演奏歌唱と録音物につきましては、現在著作権法上、一般の著作物と同じ期間、保護されることになつてゐるわけでございすけれども、今度、隣接権に移りました場合は、その権利の内容をふやす。つまりレコードの二次使用権を隣接権者にも与えるといふことで、その保護期間を国際的な基準に合はして二十年にして、むしろ減らすといふような案が出てゐるわけです。したがつて、これを暫定延長するといふことは、ちよつといまの段階としてはむしろかしく思ふのであります。したがつて、暫定延長といふのは、あくまで現在切れんとしているものをつなぎに延ばすといふことで

その代に適しない点が多いから、それらを直して、その内容なり制限なりを整備して、そして保護期間も一緒に延ばすといふことがより妥当である、こういうふうなことが考えられるといふことでございまして、たとえば嘱託写真でございまして、たとえば私が写真家に頼んだ私の肖像写真の著作権は、これからずっと二年延びると同時に、その間、新しい著作権法ができれば、それに乗り移るわけでございすから、たとえば五十年とすれば、私が五十年間持つてしまふというふうなことになるような多少の不合理的なものでございまして、そういうような点を考えますと、やはり内容と一緒にこれは整備したほうがよいというふうなことが言はれるのでございす。それから第五番目に、「かりに写真の保護期間について暫定延長措置を講ずるとすると、現在暫定延長措置の対象外としてゐる団体名義の著作物、これについては暫定延長の措置がされてゐないわけであり、ところが、この写真について、かりに講じますと、写真については個人のものも団体のものも十二年といふことになつて延長ははかられるわけでございす、写真以外の団体名義について、これは三十年とすると、その間、写真の団体名義のものと、その他の団体名義のものと、この間に不均衡を生ずるというふうなことで、やはり写真に手を触れると、団体名義にも、これは法律の体制からいいたしまして、権利の均衡上、やはり手を触れざるを得ないといふ問題が発生してくるというふうなことが言はれるわけでございす。それから演奏歌唱と録音物につきましては、これは隣接権のほうにこれを移すといふような関係になつておる。しかも、その期間はむしろこれを現在の三十年を二十年にするといふような内容にもなつてくるわけでございす、そういうふうな関連の問題も、やはり考慮しなければいけないといふことが出てくるわけでございす。そういうふうに暫定延長の問題は、やはりいろいろの点に引ひかかってくる。

ございまして、将来の問題とは一応切り離す。将来の問題も予想しつつではございすけれども、そういう意味ではやはり団体名義の問題もこれは当然考慮しなければならぬ問題であるうと考えるわけではございす。

○小野明君 どうですかね。先ほどから説明を聞きますと、国際水準というものはかなり説明の中ではつきりしておりますね。それで、大體、文部省文化局の態度というものは、著作権及び隣接権に関する法律草案、こういう態度なんですよ。そうすると、片一方は死後五十年とすると、片一方は公表後五十年とするというようになるとで、大體まとまっているようなんですがね。それで、なお暫定的に必要な団体名義の問題も、あるいは演奏歌唱の問題も、合わせて暫定的に何年か延長していく、こういうことはできないものか。というのは、切れて困る人が多いわけですね、これは。著作権だけに限らぬ、写真の問題も非常に多いと思うんです。それはできないんですか。

○説明員(安達健二君) 法律的に可能、不可能というところでなくて、実態的に適切でないということとを申し上げておるわけではございす。すなわち写真につきましても、従来からの継続によりまして本法の改正と一緒に考えると、こういうことを前提にして、前回、前々回の改正措置が行なわれてきておるわけではございまして、かりにその制度改正の機会がずつと先になるとかというようなことであれば別として、すでにその改正草案、改正の案の国会提出が間近に迫っておるということであるから、しばらくの間のお待ちを願いたい、これは従来もそういうことをお願いをしてきたわけではございまして、その意味で従来の措置の延長という面でも今回も考えていきたいということではございす。

○小野明君 それはその程度で終わりたいと思うんですが、ぜひ私としては、この写真の暫定延長について御考慮を願いたいという要望をしておきたいと思ひます。それから、この文化局試案とい

う中でちょっと二、三お尋ねをしておきたいと思うんですが、この三十六条のところですね。まあ全面改正も近く次の通常国会に出すということですが、「教科用図書への掲載」ですか、この項に、「学校教育の目的上必要と認められる限度において、一、この著作物を教科用図書に掲載する場合、その旨を著作者に通知をすればいい、こういうことになっておるわけですね。通知をすればいい、それと文部大臣が必要と認める適当な金を払えばいい、しかも、学校教育の目的上必要と認められるこの判定というのは、もちろん文部大臣がやるようになると思うんですがね。ただ単に著作権を持つている人に通知をすればいいんだと、こういうことは私はどうだろうかと思うんです。著作人格権というふうなものもあるわけですから、そういった面が非常に薄いと思うんですが、この点について、ただ単に通知という措置でいいものかどうか、この点をひとつお尋ねをしてみたいと思うんです。

○政府委員(蒲生芳郎君) 教科書のために最も適当な著作物を利用するということが必要であることは、これはどなたも異論がないと思ひます。そのために著作者の権利をある程度制限することもやむを得ないではないかというところは、これはベルヌ条約もすでにその趣旨も認めておるところでございまして、日本の現行法も、また各国の著作権法におきまして、そのために必要な規定を現在も持つております。で、現行法で見ますと、いま申しましたような点につきましても、この普通教育上の修身書、読本に著作物を利用することは、著作権者には無断かつ無償でできるというふうな現行法はなっておりますが、教科書の範囲をただこういうふうな点だけに限定することは、現在あまり合理的でない、また一方全く無償で使用するということも妥当ではないと考えております。こうした観点からいたしまして、改正文部省案におきましては著作権制度審議会の答申を受けまして、検定教科書及び文部省の著作教科書に著作物を使用することにつきましては、著作者の許

諾を要しないというふうにいたしますとともに、著作者の保護も考えまして、使用にあたっては著作者に文部大臣が適当と定める額の償金を支払わなければならないというふうな考えをたわけてございす。で、この規定が著作物の権利の制限として行き過ぎではないかという意見も、当初はこの権利者側にあつたのでございすけれども、同時にまた使用者側におきましては、各国の立法例に広く見られますように、無許諾無償の使用を認むべきであるという意見がございす。で、草案のいまの考え方としては、その中間と申しますか、中庸を得たものであると考えておりますし、現在では関係者の大方の理解を得ておると私も考えております。なお、権利者側には、この規定が著作者の人格権を制限して、これによって改変自由なるかのごとく誤解しておられる傾向がないいんではないのでありますが、この制限は財産権としての著作権の制限でありまして、人格権を制限するものではないと思ひます。人格権は、用字、用語の変更などの教育上やむを得ない変更は別といたしまして、教科書に使用する場合でも十分これは保護されております。また、著作者に払うべき償金の額を文部大臣が定めるにあたりましては、著作権制度審議会の意見を聞き、妥当な額を定めるような措置を講じたいというふうにいたしております。

○小野明君 この文部大臣が定める額というのは、これは大體どういう基準で定めるんですか。

○説明員(安達健二君) 先ほど局長から御説明がございましたところをちょっと補足させていただきますと、つまり基本的に、教科書には子供に最もいい教材を与えたい、そういう意味において著作者に御協力願うというのが基本的にあるわけではございす。ただし、その場合に全くあいさつをせずに、あるいは全然ただでということではなしに、そこに通知をし、あるいは償金を払って使うようにしよう、こういう案でございす。ところで、いまお尋ねの償金の額につきまして、現在、文芸家協会と教科書協会との間で覚え書きが交換され

ておりまして、これは年間百五十万円という程度のもので文芸家協会所属の会員の分として教科書協会から支払われております。それから音楽につきましましては年間百二十五万円というふうなものが、日本音楽著作権協会と教科書協会との間で支払われておると、こういうふうなのが実態でございまして、そのほかの著作物については特にこういうふうな団体間での覚え書きというものはございせん、それだけの慣行でやっておられると思ひます。したがっていま、今度、文部大臣が、かりにこの法案が通過した場合において償金を定めるにつきましては、そういう現行のこれらの実態を踏まえて妥当な金額を定めるようにいたしたいという趣旨でございす。

○小野明君 やはりその書かれたものが教科書に載るといふことであれば、大多数の人は、それはいかぬ、こういう人はあまりいないだろうと思うんです。しかし、それをただ単に通知をするだけで載せていいのだ、この点の考え方というのはどうも私は著作人格権の侵害ではないかという気がしてならぬのです。それで、これは例としてちよつと適当でないかもしれないけれども、五十九条のところには肖像写真の著作物の場合、これは著作権者が著作物を利用する場合には同意を得なければならぬ、こういうふうな書かれておるわけですね。この点は私はむしろ、「同意を得なければならぬ」と書くこと自体が、ほかの法律で人格権といふものは保護されておりますから、必要ないではないかと思うんですけれども、やっぱり一方的に教科書に載せる場合に通知だけでよろしいのだという教科用図書への掲載のものの考え方ばかりでございす、こう思うわけですね。

○説明員(安達健二君) 現行法は先ほど局長から申し上げましたように、教育読本と修身の本には全然自由に使つていい、こういうふうになつておるが、それではどうかということからこの話が持ち上がったわけですね。そこで、教科を国語とかそのようなものに限らないで、すべての教科に

ついで及ぼす。そのかわりその金を払うようにするということになったわけですが、お、お、「通知」という意味にすぎません。現在、草案の三十六条で制限をいたしておりますのは、財産権としての著作権でございます。財産権の著作権については、その著作権者の許諾を得ることなく教科用図書に利用できるというのが三十六条の一番大きな意味でございます。その場合でも、著作者の人格権、自分の著作物を無断で変更されない権利というふうな人格権というものは関係がないわけではございません。「通知」と申しますのは、あなたの著作物を使いますよ、使いましたよということを知知するということでございます。したがって、通知をしただけで勝手に改変してもいいというわけではないわけではございません。通知は単なる通知であって、通知によって人格権侵害が適法になるわけではございません。人格権は依然として脈々と生きておるということでございます。人格権が制限されますのは、あとのほうの関係におきまして、先ほど御説明がございましたように、用字、用語の改変とか、教育上真にやむを得ないという改変についてはできる、こういうことでございまして、たとえば、それでは必要やむを得ないということ、かつてにやってもよろしいかというお考えがあるかと思ひます。それはおのずから客観的なものさしというものがあつたわけでございます。かりにそのものが文部省で検定に合格したといたしましても、これは裁判所で人格権侵害の有無は争ひ得るわけでございます。最終的には裁判所の判断にゆだねられておるわけでございます。これはいわゆる公法と違ひまして、私法でございます。ですから、当然個人の権利を公の目的によつて、ただかつてにその目的上できるといふわけではない。そういうふうな余地は、そういう、できるといふことは書いてあるけれども、それが具体的にどこまであるかということについては客観的に公正なものでなければならぬし、その判断は裁判所において最終的に決定されるべきもので

ある、こういうことでございます。したがって、よく通知をすればそれでも人格権はどのようにしてもいいというふうな誤解があるといけません。そういうことではなく、通知は、使いたよというのを念のために知らせるだけでございまして、通知をしたからといって人格権の侵害が適法になるものではない、こういう意味でございます。

○小野明君 くだわるようですが、修身とか何とかの教科書には黙って使つていいんだ、こういう考へ方は、明治三十二年ごろの考へ方じゃないかと思ふんですね。それでやはり通知をするということばに私はこだわらるんですけれども、あなたの説明を聞いておると、著作の財産権にせよ、公的なものがあるならば、かつては公的なものが優先して、この著作財産権というものはかつては自由侵害してよろしいと、ことばは少し激しいかも知れませんが、今度通知だけではないかと、こういう表現になっておるのではないかと、こういう感じがする。それから、著作人格権というものは脈々と生きておるというんですけれども、私がずっと読んだところでは、あまり生きておるようには感じないわけですね。この点はまた長くなりますから、やめるといたしましても、この通知をするというの、私には納得できないわけですがね。もう一回説明をしてもらいたい。

○説明員(安達健二君) 「通知」というのは、財産権とは直接の関係がないということが一つでございます。で、それは人格権との関係でございます。人格権というのは、草案の二十条で、「学校教育の目的上やむを得ない」と認められる改変を除きましては改変することができない、こういうことでございまして、実はそれだけでもいいといえるわけでございます。しかしながら、著作者が自分のものがどこで使われたかということ、あるいはそれにもし人格権の侵害がないかどうかと

いうことを調べるといひますか、監視するといひうような意味において、そういうものを発動させる手がかりとして通知をする、こういう制度でございます。それから、なお、教育目的のために、特に教科書等のために著作物を利用する権利につきましては、先ほど御説明ありましたように、ベルヌ条約にはつきりとした規定がございまして、各国とも何らかの形で制限をいたしておるわけでございます。たとえばドイツで、先ほど申し上げました昨年の一月から実施された新しい著作権法では、原案では、日本がいま草案でとつておりますような通知と、それから償金を払い、通知をするという案でございしましたが、国会ではそういうような制限をする必要はないということで、むしろ教科書については自由に使つてよろしいというの、ドイツでは国会修正でそういうふうになつたわけでございます。そのほかイギリスにいたしまして、そういうような、いろいろ技術的には違ひますが、そういう制限がありま

す。あるいはイタリヤでは、日本の草案がとつておりますのと同じような案が出ておるわけでございます。で、ございしますから、教育目的、特に教科書等につきましては、本来的にいうならば、その教育目的以外に著作物として利用されておつて、いわば二次的な使用であるということが基本的にあるわけでございますが、それと同時に、その教育のためにやはり著作者に協力していただく、子供のために協力していただくというやはり基本精神がそこにあるのではないかと思います。

○小野明君 これで終わりたいと思ふんですが、まあ通知をするということは著作人格権の尊重のスタートである、こういう説明なんです。ね、それからいろいろ出されて、中身について本人が検討するだろう、こういう過程が考えられる。しかし、著作人格権を尊重するということであるならば、またそれを制限しないという意味からも、同意をするというふうに改められないんですか。改めたらどういふ弊害があるのか、どうし

て改められないのか、それをひとつ。○説明員(安達健二君) 教科書の利用について、すべて著作権が動くということになりますと、まず教科書にこの人の作品をせよ載せたいといった場合に、自分はその教科書に載るのはいくらんざいいやだからとてお断りになれば、それは載らないわけでございます。で、ございしますから、ぜひあなただけの作品を載せていただきたい、子供にはその当時の代表的な作品としてぜひ見たいという教育上の必要がある場合に、やはりそれを可能にする措置が設けられなければならない、こういうことは基本的にあるわけでございます。それからもう一つ、人格権のことから申しますと、基本的には、教科書に使用する場合でもその人格権を尊重して変えないということでは原則でございまして、ただ、教育上どうしても変えなければならぬという場合があつても、どうしてもその許諾を得なければならぬということでは教育の目的が達成されたいと、こういうことがあるわけでございます。したがって、一方では、著作物を使用するという観点からすれば著作権を制限する、いわゆる財産権としての著作権を制限して、教育の目的上必要だという作品はいつでも掲載できるようにする、そして、そのまま変えないで出すことについてはそれでいいわけでございますけれども、原則は変えないけれども、目的上どうしてもやむを得ないというものについては変えることができるようにすると、こういうのが草案の考へ方でございます。

○小野明君 まあ通知をするというふうには書いてもその著作権者には拒否権があると、こういうふうには説明なさつたように思ひますが、そのとおりですか、そうじゃないんですか。○説明員(安達健二君) 著作権者が、通知をした場合に、これは使つてもらつては困るということでは言えない。ただし、教育の目的上必要でないような改変をしたいという場合は、たとえば、もう少し短くしたいということが、特に学校目的じゃなくて、その教科書の特別な必要によるような場

合があるのか、どうして改められないのか、それをひとつ。○説明員(安達健二君) 教科書の利用について、すべて著作権が動くということになりますと、まず教科書にこの人の作品をせよ載せたいといった場合に、自分はその教科書に載るのはいくらんざいいやだからとてお断りになれば、それは載らないわけでございます。で、ございしますから、ぜひあなただけの作品を載せていただきたい、子供にはその当時の代表的な作品としてぜひ見たいという教育上の必要がある場合に、やはりそれを可能にする措置が設けられなければならない、こういうことは基本的にあるわけでございます。それからもう一つ、人格権のことから申しますと、基本的には、教科書に使用する場合でもその人格権を尊重して変えないということでは原則でございまして、ただ、教育上どうしても変えなければならぬという場合があつても、どうしてもその許諾を得なければならぬということでは教育の目的が達成されたいと、こういうことがあるわけでございます。したがって、一方では、著作物を使用するという観点からすれば著作権を制限する、いわゆる財産権としての著作権を制限して、教育の目的上必要だという作品はいつでも掲載できるようにする、そして、そのまま変えないで出すことについてはそれでいいわけでございますけれども、原則は変えないけれども、目的上どうしてもやむを得ないというものについては変えることができるようにすると、こういうのが草案の考へ方でございます。

合は、これは当然著作者の許諾を得なければならぬ。その場合に、一応そのまま使うならば何も断わる必要はないけれども、通知だけはしておきます。それから変える場合には、目的上必要な改変を除いて、その他についてはすべて著作者の人格権としての許諾権は働くと、こういうこととさせていただきます。

○小野明君 改変をする場合はこれを拒否することができ、これはどこにあるわけですか。

○説明員(安達健二君) 十九条でございます。

○小野明君 改変をする場合、その著作物又はその著作物の題号の変更又は削除及び著作者の名譽声望を害する方法によるその著作物の使用を禁止する権利を専有する。という原則がございます。それに対して二十条で、「著作者は、その著作物又はその著作物の題号について次の各号の一に該当する改変を拒むことができない」とありまして、その改変の一つとしていたしまして、「用字用語の変更その他学校教育の目的上やむを得ないと認められる改変」は拒むことはできないけれども、それ以外のものについては当然禁止権があると、こういうこととさせていただきます。

○小野明君 いまの説明の最後の項がやっぱり問題だと思ふんですね。結局、学校教育の目的に沿う、沿わせるということになるならば、多少の改変はやむを得ないというふうな説明を承ったんですが、そのとおりですね。——それで、私はこの問題にあまり時間を費やすのもどうかと思いますけれども、やっぱり通知をするという表現では適当でない。人格権の尊重という意味からも、やはり同意というふうなことを——通知をするということだけではなくて、同意と、このように改められないものであるかどうか、私はいまの御答弁では納得をいたしません。それで、いずれこの法案が来国会ですか、次の国会にこういった草案が提案されるということでありまして、その際にまたあらためて質問なり意見を申し上げたいと思っております。終わります。

○鈴木力君 関連して、だいぶ時間が過ぎておりますから、全般にはわたらずに、特に私がこの前の委員会でお願ひした資料に基づきまして、写真の問題に限って若干伺いたいと思ひます。まず一つは、この前、私が伺いましたときに、これは大臣の答弁にもありましたが、写真の著作権を今度延長すると他のほうとの関係で不公平が起る、そういう趣旨の説明があったと思ふんです。その他の方面との不公平という意味を、この前は、たとえば文芸作品なら文芸作品には、延長措置によってもすでに切れたものもある、そういうものがあるときに、写真全部延長していくと不公平になるから、いま写真を二カ年の暫定延長はできない、そういう趣旨の答弁があったと思ふんですけれども、これは大臣に言うよりも局長さんに伺ったほうがいいと思ふんですけれども、そこでお願ひいたしまして、文芸関係のあれをとりまして、過去においてすでに著作権が切れてしまったものがある、これは今度の延長措置によっても救われないものがある、このことは確かにわかりました。しかし、今度は、その同じ文芸関係でも、切れないで、この暫定延長によって継続をするものがあるわけですね。今後のものは大部分は継続をするわけです。その間については不公平と判断をなさるのか、不公平と判断なさらないのか、まずそれをひとつ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私がこの前答弁いたしましたことは、これはやはり法律改正上、当然起ることでございまして、それが今度の延長しないという理由にはならないと、この点はこの前の私の答弁は誤りがございましたから、この際訂正させていただきます。

○鈴木力君 そうしますと、私が聞きました意味で、写真のほうを二カ年暫定延長することによって他との不公平は起らない、そう確認してよろしうございませう。

○説明員(安達健二君) 大臣のきのう申されましたのは、この前の暫定措置のときに保護期間が切れそうなものが死んだと、今度やったものだけが助かった場合に不均衡が起るのじゃないかという

うお話でございまして、これは実態的にはそういうことがあり得るわけでございましてけれども、純法律的に見ますと、法律によって保護期間を延長すれば、いずれのときにもそういうことが起り得るわけでございまして、純法律的な面からいいますと、やや困難ではないか、こういうこととさせていただきます。他の不均衡というものは、ここにごさいますように、団体名義の著作物、そういうものとの関連が出てくるということとさせていただきます。

○鈴木力君 いまの問題の、たとえば、このあと理由の中の第五項ですか、この第五項に書かれてある、この中の不公平という意味は、これはわかりませんが、写真だけを延長すれば、これ以外のところの不公平というのはいまの御答弁のように確認をしたいと思ひます。

そこで、もう少し、今度はこの理由のほうについて伺いたんですが、まず第一に、いままでの暫定延長をしてきたという趣旨は、これはもう何べんも伺っておりますように、いわばつなぎという意味だと、そういうふうな審議官もお答えになつておられるのでありますが、要するに、いま切れると思つておられるものを暫定延長をしないこと、によって抜本的な今度の法改正ができれば、その期間に切れようとするものを救済しようとしておる、これはそう確認をして間違ひありませんね。

○説明員(安達健二君) そのとおりでございます。

○鈴木力君 そこで、その前提に立つて、この説明と、それからいま、あとで小野委員の質問に対する御答弁と合わせたものに対して若干念を押しておきたいのは、これはどうも私はよくわからぬのですが、それはまず第一に、二項にもそういう意味のことが書いてありますが、「全面的改正までの間に著作権の保護期間の終了する著作権者、とくに早世した著作者の遺族に対する救済を図ることが時宜に適するものである」ということであつた。だから、写真は暫定延長しないのだと、こう

いうことになりまして、写真のほうは十カ年で切れることによって、早世した著作者の遺族というものには写真にはないという前提で写真を除外するといつておるのか、そこをひとつ伺いたいわけなんです。

○説明員(安達健二君) ここに書いてございまして、この三十一一年の延長の際に理由とされまして、このことを書いたわけでございまして、その際に特に問題となりましたのは、早死にした遺族を保護したい、そういうことになれば、当然死亡時計算のものが問題になる、こういうこととさせていただきます。写真についても、たとえば発行後十年前になくなられた場合にはあり得るということが当然あるわけでございましてけれども、そういうことよりも、すでにその著作物自体が、死亡時計算ではなくて、発行時計算であるということと基本的に出発点が違つておるということとございまして、もし、それをやれば、遺族救済ということとじゃなく、写真そのものの期間を延長するということになりまして、ですから、その観点が違つてくる、観点は要するに遺族の保護ということになれば、当然にその死亡時計算のものが問題になる。そういう、その写真について問題にすれば、単に遺族の問題でなくて、生きておられる人の問題にも当然つながつてくるわけですね。ですから、そのところが違つておることを申し上げたわけでございまして。

○鈴木力君 よほどわかつてきた。結局ですね、もう少し聞いてから申し上げましょう。いまのこととは、審議官の気持ちはわかりました。あとでまた申し上げますが、その次にもう一つ伺いたいのは、三項にある、これはこのベルヌ条約ですか、ここですと書かれてある。その中に写真等は条約では、「保護期間を国内立法の定めるところにゆだねている」という書いてあるのですね。だから、写真は入れないのだと、こういうふうな読めるのですけれども、これは写真を暫定延長に入れられない説明ですからね。しかし、これは条約は国内立法

にまかしてあるというものは、その国内で暫定的に次のほんとうの法律案ができるまでのつなぎを講ずることを禁止しているのかどうか、そこを聞きたい。

○説明員(安達健二君) 条約上は禁止しているというところじゃなくて、こで言っておるのは、条約上の義務の問題ではなくて、つまりベルヌ条約が一般の著作物については死後五十年というのを各国の義務にしているほど、それほど保護期間については国際的に一致したものがあつた。その国際的に一致したものがあつたならば、当然、新法でもそういうものが考えられるだろうから、それを一応前提にして、それまでに切れるものを保護しようというところまでございまして、そのほかの著作物、特に写真等につきましては、各国の自由にかかされてゐるから、まだ国際的な基準がない。ですから、それは十分これを検討し、写真の著作権の内容なり、制限の内容とも関連して明らかにすべき問題であるからして、それは本法のときまで譲るべきだと、こういう考え方でございまして。

○鈴木力君 少なくともですね、かりにです、かりに日本の国内法で、いま提案されている法律に、写真も同時に二年を延長すると、こういう法律的に規定をした場合は、条約上は何ら差しつかえないわけですね。

○説明員(安達健二君) そのとおりでございまして。

○鈴木力君 それからもう一つ伺いたいのは、国際的な基準が明らかでない、こうおっしゃっていらっしゃるが、この審議官のおっしゃる国際的な基準というのは、何をさしているのか、ちょっと伺いた

い。

○説明員(安達健二君) 一般の著作物につきましては、要するに死後五十年ということがベルヌ条約の義務規定になっており、プラッセル規定に入っている国はすべて死後五十年というものをとっているわけですね。したがって、これは国際的な基準ということが言えるということを申し上げた

わけでありまして。これに対して、写真につきましては、いろんな国によつてももちろん死亡時計算のところもあるし、発行時もあるし、公表時もあるし、いろいろすでに出発点から違ふ。それから年限については五十年あり、三十年あり、二十五年あり、二十年あり、非常に区々である。だから、国際的にその起算時をいつが一番いいか、いいというより妥当であるかという評価がきまつてない。年限についてもこれがおおよそ妥当な線であるという評価がまだ出ていない。だから、日本がかりに草案のように発行後五十年とすれば、世界の基準からすれば相当に上回ることになるわけでございます。したがって、そういうことで写真の内容、それから写真の制限、そういうものを全体的に考へて、また利用の問題等も考へて、総合的に考慮すべき問題である、こういうことでございまして。

○鈴木力君 いまの件、もう少し伺いますが、ね、どうも少し先に言つてしまへば、何となく文部省の説明は、どんな理屈を使つて写真を差別するかどうかというところに全努力をあげているように聞こえてしまうが、ほんとう。たとえばいま国際基準が明らかでないといへば、それはへ理屈がつく。しかし、皆さんのほうで、私のほうでも、この資料を見ますと、大体十五年以下というのは幾つありまして、いま、写真の保護期間を各国で国内法でやっておる、十五年にならないという短期間の保護を与えている国は幾つあります。

○説明員(安達健二君) 十五年とか、十五年以下の国はあまりないと思ひます。ちよつといふ資料を持ってきましたので、はつきりとは申し上げられませんが。

○鈴木力君 私のお聞きしたいのは、いま私は抜本的な法改正の議論をしているのじゃありません。ここを審議官も局長も大臣もはつきりして聞いてもらいたいのです。これは時間がな

いままはものを言っているわけじゃない。具体的に写真二年を延長の中に乗つけるといふ、そういう希望をもつてものを申し上げているわけですから、そこは御理解いただかなくてはならない。そこで、国際的な基準が明らかでないからこの写真二年を延長するのはあとにすると、こういう言い方をなさるけれども、たとえば国際基準といつても十五年以下というのはほんのわずかなです。私の持っている資料では八つくらいしかありません。八つくらいのもので、それがあつたから二十年延長できないという言い方をするならば、われわれのほうからすればもつと別の理屈も成り立つ。たとえば生存期間を著作権と与へて、それから死後まで与へるものも六つとか七つとかある。アメリカも入れれば八つある。すでに八つの国は生存期間ももちろん、死後も著作権を写真に与へているわけですね。

あなたの言う国際的な基準が明らかでないからこれは延長することができません。本来は国際的な趨勢からいへば、ほぼ同じくらいのもので死後著作権を与へるという事実に基づけば、これは死後与へてもいいではないかという理屈も成り立つ、機械的な論議からいへば成り立つわけでしょう。だから、私はこのことについての答弁は要らないですが、どうも審議官の考え方は、いかんして写真を切ろうかというところに努力をして、そのための理屈をそつちこつちから拾ひ上げてつなぎ合せている、こういうふうにしから聞かれない、こういうことなんです。特にその国際的な基準と云つても、さつき説明を聞きますと、万国条約でも十年より短くはならないとある。そうすると、日本の今日は、十年というのは最低なんですよ。それから今度、ベルヌ条約ですか、どうか、改正後のあれでは二十五年より短くはならないともある。そうすると、大体これが水準だとすれば、最低でも二十五年になるという見通しはついているわけでしょう。そうすると、写真家の著作権というものが、私に言わせれば、いま十年のだから、抜本的な法律を今度提案をしてきめると

きでも、あるいは条約がどう変わるか知れないけれども、少なくとも二年延長してそれで困るといふ理由は、もう出てはこないのじゃないですか、国際的な情勢からいへば、それからもう一つは、国内法からいへば、これは国内法は条約と抵触をしないのだ。それはもちろん将来改定をすることであるけれども、そこへ持つていくつなかに、どうして写真家を入れることができないのか。その辺は審議官から審議官からといひますか、文部省から出されたこの答弁によつては、この理由によつては絶対に回答する理由にはならないはずなんです。どうですか、その点。

○説明員(安達健二君) 私どもは一般に写真の著作権の保護を現行法でいい。将来の問題として、そういう意味で申し上げているわけではなくて、現在の暫定延長をどうするかというところに焦点を合せて申し上げていることを御理解いただきたく存じます。その場合に、この写真について最初の暫定延長の措置のときに写真が取り上げられなかったのは、先ほど申し上げましたように、国際的な水準が明白なものだけ取り上げて、そのほかのものは取り上げなかったというそのことを申し上げておるわけですね。そして今度はその措置を引き継いだものであるから、その措置として、例外措置として考えられるものであるから、従来のその考え方をとつて、そうして抜本的な法改正はこれだけで済ませないで、写真家を特に不利にすべくというような意味で申し上げているわけでないことだけはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木力君 そこをはつきり、混同しないようにお考えいただきたい。私はこの前にも申し上げたけれども、写真とその他のものとの差がつく、これはまあ国際的な趨勢とか、いろいろの資料がありますから、これはこれとして、十年というのは現実には差がついてゐるわけですね。現実には差がついてゐる。十年というのがついている。それからこの前の暫定延長によつて、三十五年——死後三

十五年、発行後十年、それだけの差はついておりますよ。ついてはおるが、日本のいまのこの著作権法という法律がそういう状態で認められておるわけでしょう。これを今度延長しなければ、法改正ができないから、できないことによって著作権が切れるという人が出てくるわけですから、その切れるのを救済しようとして二十年延長しようとする、そういうことでしょうか。そのときになぜ写真の保護期間をこのように説明はしないのか、真を捨てたのかという説明は今の説明ではわからない。先に手をかけなかったから今度手をかけません——たとえば、ママ母がママ子に対して、最初に、「お前はかわいくない」と言ったら、今度日干のときに「かわいくない」と言ったら、今度日干しになろうとしても最後まで食わせるわけにいかない、こういう論理と同じじゃないですか。そういうことではない、暫定延長によつてこちらは三十五年、こちらは暫定延長の措置はしないが十年という現状にはある。しかし、将来の見通しを立てれば、おおよそ、答申にも出てくるように、発行後と死後は問題があるにしても、答申によつては発行後五十年と出ているでしょう。あと四十年延びるというのが法改正の趣旨になつては別、い

であつて、ほんとうにいったら、先に手をかけておくべきだった。それを、手をかけないで、いままじやんじやん写真家協会のほうから言つてきておる。それをなぜ強引にどうしても突っぱつて、こゝで十年で一たん切つて、殺して、それからあとで助けることを考えましようと言ふのか。その辺をもう少し率直に私は御答弁をいただきたいというこゝとなつてゐる。

言い方は、これは私も審議している者に対して提案者が言うのはちよつと理解がいかないのですよ。どういふことなんでしょうか。その真意を、これは大臣に聞きたい。

いんじゃないか。そうしますと、一番私は大きな問題は、国会の側の意思が一応そうなつておりますので、私どもはその意思をわれわれが変更した形で出すというこゝは、これは国会に対して、かえつて、その後なぜやつたかと、こういうことについての説明がなかなかつきにくいことがありますが、それで、その点はひとつ私どもも十分御相談申しまして、研究さしていただきたい。かたくなに、二年、写真延長しないということが、かたくなに通りいくという気持ちはございません。国会の御意思が決定になれば、私どもはそれに従ふことにやぶさかでないでございまして。まあそういうことでは提案をいたしましたから、いかに写真の二年にわれわれが固執しているように申さずして、やはり原案を支持するといふ意味で、この点はもう少し研究さしていただきたいと思ひます。

と、そう言うだろけれども、映画にしても最低二十五年は下つちやいけなと、こう書いてあるでしょう。だから、法改正をすればどうしたって十年で切るといふのが趣旨じゃないでしよう、全体の写真に対する。そこははっきりされておるでしよう。それを何か技術論みたいな、こゝをこね回して——写真だけはこゝでは船には乗つていませんよ。あとで助けることを講ずるけれども、しばらくはこうするけれども、いま死ぬやつは死になさいと、こういう言い方をしておる。それではとても、なるほどそうですかということにならぬじゃないですか。この法律の改正の趣旨からいつても、先に手をかけなかったということがもし理由ならば、先に手をかけなかったのが誤り

〇政府委員(清生芳郎君) 提出いたしましたこの写真の保護期間について、ここに六つほど掲げておられますが、これは提出する前にいろいろ理由として考えられ得ることをここに掲げております。で、いま御説のように、写真家協会のほうでも、今回の暫定延長に乗せてほしいという強い要望のあることも存じております。ただ、率直かつ端的に申し上げますならば、最初に衆議院のほうから議員提案になりました、その趣旨を再三繰返しますけれども、その前々回、前回の趣旨を受け継いで、その面に限つて今回暫定延長の措置をしたというこゝ、それからこの四項に書いておりますように、これも何べんも御説明いたしましたように、写真の著作につきますは嘱託写真の問題とか、それに伴ひまして著作権の取得の問題とか、なお検討を要するといふこと、したがつて、それと合せて、ひとつ今度は画期的な保護期間を考へようといふこと、それからさらに写真の著作権と密接な関係のございする団体名義の著作物という関係からいたしまして、ひとつ最後に書いておりますように、この成果を得るのがあと一年か、せいぜい長くても二年というふうに私どもも考へ、その時点で最大の努力をいたさうという気持ちでございしますので、いま申し上げましたように、写真につきましては、はなはだ説明が納得がいかなと申し上げましたが、そういう点を考へて、今回は写真をはずしていただきたいと、こ

〇国務大臣(朝木幸弘君) 私どもは著作権法につきましたは、非常にむづかしい法律で研究が十分足りておりませんが、保護期間を延長いたします場合に於いて重大な法的な困つた問題がたくさん起つてくるという場合は、これはなかなか容易でない問題だと思ひます。しかし、多少理由にあげておきます四の不均衡とか、あるいは写真そのものの著作権についていろいろ問題を考へなければならぬといふ問題もあると思ひますが、これは二年のときに写真を入れるべきじゃないかといふ、党内におきましてもいろいろの論議がございしました。しかし、私どもが、この写真を入れないで提案いたしました一番大きな理由は、この第一回に延期をいたしましたときに、写真もやはり論議の対象になつたと存じますが、衆議院のほうで議員提案でなされたときに、写真の省いて二年延長といふことで提案になつたわけですが、その状況がございまして、そのことを延長二回繰返してまいりまして、今度三回目の延長になりましますときに、衆議院で提案をされたときの意思を考へて出すべきものかどうか、この問題は私どもはだいたい考へなければならぬ問題だと思ひます。一応、国会においてそういう決定をされ、それが通つてきたものですから、ですから、私はこ

〇鈴木力君 いまの大臣の御答弁でだいぶわかつてまいりました。ただ、大臣にお願いしたいのは、局長さんも審議官もえらい人には間違ひないけれども、大臣は慎重に審議してくださいと、これを提案理由にも述べて説明しているのですから、あと途中から、理屈は納得できないだろうが、早く通してくれというふうな、そういうものの言い方だけは慎しんでいただきたい。ひとつ要望しておきたいと思ひます。

〇鈴木力君 おこつて言うわけじゃありませんが、生まれつきですからお許しをいただきたいのですが、納得いかないけれども通してくれといふ

〇鈴木力君 おこつて言うわけじゃありませんが、生まれつきですからお許しをいただきたいのですが、納得いかないけれども通してくれといふ

〇鈴木力君 いまの大臣の御答弁でだいぶわかつてまいりました。ただ、大臣にお願いしたいのは、局長さんも審議官もえらい人には間違ひないけれども、大臣は慎重に審議してくださいと、これを提案理由にも述べて説明しているのですから、あと途中から、理屈は納得できないだろうが、早く通してくれというふうな、そういうものの言い方だけは慎しんでいただきたい。ひとつ要望しておきたいと思ひます。

〇鈴木力君 いまの大臣の御答弁でだいぶわかつてまいりました。ただ、大臣にお願いしたいのは、局長さんも審議官もえらい人には間違ひないけれども、大臣は慎重に審議してくださいと、これを提案理由にも述べて説明しているのですから、あと途中から、理屈は納得できないだろうが、早く通してくれというふうな、そういうものの言い方だけは慎しんでいただきたい。ひとつ要望しておきたいと思ひます。

正のところで整理すればいいわけですね。写真が十年という趣旨で出発してきたものが全面的改正でどうなるかは別として、それまでの間は、こゝで十年で切れるというのは、何年がいいかわかりませんけれども、これを救済するためにやはり二年延長していくべきだ、これは私の考え方なんです。そこで、全面的改定というのは写真だけに問題があるんじゃないと思うが、どうですか、そこだけ聞いて私の質問を終わります。

○政府委員(蒲生芳郎君) その点はおっしゃるとおりでございます。ただ、繰り返して申し上げますならば、今度の暫定延長が前々回並びに前回の趣旨を受けて、暫定延長になっているものについての引き続いて暫定延長をやるということでございますので、いまおっしゃいますように、写真についてだけ問題があるからこれを直すという趣旨ではございません。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○委員長（大谷 藤之助君） 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として、オリンピック記念青少年総合センター理事長北岡健二君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 続いて、オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明

を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

なお、政府側より鍋木文部大臣、赤石体育局長が出席いたしております。

○秋山長造君　ごく短時間になりますけれども、ちよつと序の口の質問をさしていただきたいと思つてゐますが、きのうも実は私も現地をちよつと見せてもらつてきたんですが、この現地を見せていただいた感じとしては、全国に国立青年の家といふのが何カ所ありますが、その国立青年の家と似たり寄つたりの内容のように見受けられます。ただ、名前は、オリンピック村の施設をそのまゝ引き継いだ関係もあつて、オリンピック記念青少年総合センターということになっておりますが、青年の家と、いま議題になっております青少年総合センターといふものとはどういう関係になつてゐるんですか、関係があるんですか、ないんですか、あるいは青年の家があちこちあつて、その中のセンターとして東京にこういうものがあるという関係になるのかどうか。

○政府委員(赤石清悦君)　ただいまお尋ねの青年の家との比較でございますが、私どもはこういうふうに理解いたしております。青年の健全育成と

いったような包括的な目的については私どもは大体同じものをねらっている、こう考えております。ただ、先生御承知のように、青年の家は社会教育局

が所管いたしております。それからオリンピック記念青少年センターは体育局で所管いたしております。それから大きな違いは、青年の家は、あればいい、青年の家は、つまり国立青年の家でございます。ところが、青少年総合センターは国が出資

したり、年々予算で援助はいたしておりますけれども、これは特殊法人でございます。したがって、その援助の体制、それから指導監督の度合いにお

いて国立機関であるか、特殊法人であるかといったような違いはございます。したがって、そういう基本的な違いがまずるので、細部にわたって一、二申し上げますと、非常に収入をあげなければ

營ができないという面があったり、それからまああ

この辺で適當にやらないといつて國がある程度突っぱねるわけじゃございませぬけれども、青年の家ほどどうしても援助の手が差し延べられないといつたようなこまかい点で少しづつ違つてまゐつております。ただ、一番最初に申し上げましたように、やはり日本の青年のためにいい施設にしようという点においては全く青年の家と同じだ。できるだけ青年の家のいい点も入れたり、また、青年の家以上に特色のある味わいを出そうなどといったようなくふうはこらしているわけでございます。

○秋山長造君 同じことをねらっておって所管が違ふということですが、そのことのいい悪いはいま申しませんが、去年の一月に業務開始されました一年あまりたったわけですが、大体この一年間で軌道に乗ったのですか、どうでしょうか、ばく然とした質問ですが。

○政府委員(赤石清悦君)　ここには理事長も見えておられますけれども、まあ軌道に乗りつつあると申し上げていいと思いますが、完全に軌道に乗ったとはちょっとまだいいにくい事情があるのじゃないかと、こう思っております。

○秋山長造君　もう時間がありませんから資料

を、この一年間の利用状況、何か表にしたようなもの、できませんか。簡単にできればちょっとこの次までにいただけませんか。この一年間の、

ちよつと見たら大体の状況がわかるような。
○委員長(大谷藤之助君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。
○政府委員(赤石清悦君) ただいま先生の資料につきましては、用意しているものもございますので、次回までにさっそく調整したいと思っております。

す。

○中野文門君 ちゃんと関連して。いま秋山委員のおっしゃった青少年総合センターが発足してもう大体一年たちますね。幸いに理事長がお見えてです。

から、ごく簡単に、資料もちょうだいしたいわけで

すが、ちっと簡単にここで御説明願えませんか。一年間の経緯、どういう実績になっているか。何かこのうち、新聞によりますと、何か事業成績が期待はずれだということが出ているのですが、簡単でよろしい。いざれ資料によってまた……。

○参考人(北岡健二君) お許しを得まして簡単に申し上げます。

四十一年の一月から利用を始めたのですが、四十一年の一月から三月まで、つまり四十年におきましては、合計で二万六千八百七十四名の利用者がございました。

○秋山長造君　ちよっともう一度数字を……。
○参考人(北岡健三君)　一万六千八百七十四名程度でございます。それから、四十一年度に入りまして四月から三月までの団体の数にしまして千二百二十九団体で、延べ人員が十五万五千七十五名、これは宿泊した人員でございます。延べ宿泊数と

申しますか、人員、これの内訳でございますが、四十一年度のはちょっと集計のしかたを変えておりましたので一応ございませんが……。

○中野文門君　私の場合、四十一年に限って一年間の、ちょうど四十一年度中だけにしぼってけっこうです。

○参考人(北岡健二君) 四十一年度中におきまして、社員といひますか、企業体のほうの關係が約七万七千、それから青少年團體が一万九千、ス

ボーツ団体の研修が六千六百、大学生の団体が万一千、それから高校生が五千六百ばかりと、中学生が千四百、それからおとな、少し大きくなりますが、おとなのほうが二万三千、外国人の団体が八千九百、これでただいま申し上げました十五万

五千という大体の数字になるわけでございます。大ざっぱに申し上げます。

○中野文門君 これは収容人員の数字だけだけれ

ども、もうちょっと肉つけして、一年間の運営とか、いろいろなことを簡単に言ってください。

○参考人(北岡健二君) 財政面におきましては、最初の四十年で、この三カ月間でかなりの赤字が

出ました。これは一万六千程度の宿泊では足りま

せんのです。その結果、約千二百万円程度の赤字でございます。それから四十一年度一年間におきまして、やはりこれ予定の七〇〇程度の収入にとどまらないうち、一千万円の不足を生じました。したがって、累積した赤字が合わせて二千二百万円、こういう状況でございます。これは一年間やってみまして気がつきましたことは、季節的に非常に出入りがあるということ、使用の状況が非常に違うということでございます。四月は非常に多いのですが、五月にがたんと落ちます。それから六、七、八とだんだんふえてまいりまして、九月にまたがたんと落ち、そして十月、十一月とかなり入ってくるのですが、十二、一、二とがたんと落ちてまいります。三月にまたふえてくる。そこで、こういう実態に対応して、今年度におきましてはあいてる端境期と申しますか、普通に入つてこない部分をどうやって利用させるかという問題をいろいろ考へまして、今年度はまた新しく方向を開きたい、こんなふうな考えでございます。今年度の三月末から四月までの状況を申しますと、ちょうど新入社員研修が行なわれるという関係で非常に多く申し込みがありまして、大体定員の倍くらいの人数になります。そういう非常に集中した状況のときと、それから非常に閑散の状況のときと季節的に非常に波があるということが発見された。ほかの青年の家などに比べてこの波がひどいようでございます。これは都市にある一つの特性ではないか、こういうふうに考へております。

○補正後君 関連。国立青年の家は、大抵景色がいいとか環境が非常にいいとかいったような場所に置かれておられるけれども、ああいう都心にあつてどういう魅力が青年がそれに感じてそこを利用するのか。また、現在使われている利用者の状態です。どういうように利用しているのか。たとえば研修会をやるとか、ただそれだけのための施設なのか、私よく見ないからわからないのですが、そこを説明してもらいたい。

○参考人(北岡健二君) このセンターは宿泊研修施設ということでございまして、宿泊施設は非常に豊富な程度のよい宿泊施設を持っております。その点は自信を持っておりますが、これに見合う研修施設のほうが少しアンバランスでありまして、現在までのところは宿泊室と同じものを改造して研修文教の部屋にしておりまして結果、非常に細長い部屋ができた、柱のある部屋ができたというふうなことで、小規模の研修には使いやすいが、大規模の研修には使いにくい、こういう状況がございまして、きのう開館いたしましたスポーツ研修館というところへは、そこで、そういう点を直すために、規模の大きい百人、二百人の団体が研修に使えるような研修室をつくつたようなわけでございまして。

それから、センターでは宿泊を条件といたしておきますので、宿泊しないで研修活動をやろうという場合に使えるからというので、本年度はその方面に道を開拓したいと、こういうふうな考へております。

○補正後君 たとえば、その研修の合間に青年が魅力を感じるようなスポーツ施設とか、そういうものはないのですか。

○参考人(北岡健二君) レクリエーションの施設が当初、ああいうところをございまして、建物と並んでおりますが、広場とか、それから屋内の運動場とか、そういうものを持っておりません。したので、とりあえず、むねとむねの間にスポーツの施設をつくつて、去年の秋からそれが多少使えるようになりまして、秋口にかかつてしまったものでありますから、あまり利用されないうちに、本年度に入つて非常に利用されるようになりまして、それから、そのほかにもまだ文化的な活動のためにいろいろな設備をしてやらないとまずいと思うのでございまして、そのほうまではまだ手が及びません。ただ、非常に評判がよろしいのは、音楽関係の練習をするのに非常に都合だということで、これはかなり世間に広まって、学校のクラブや会社のクラブなどが音楽の練習に、合唱や音楽やオーケストラまでやってきております。これは、ああいうところをございまして、ほかにじやまにな

らないで思う存分できるという長所だらうと思ひます。そういう面でもうして新たに開いていく面が非常に多いというふうな感じにしております。

○秋山長造君 さつきお願いした資料に、さらにできればいろいろの行事ですね。朝、何時に起きて、どういふふうなことをして、夜、消灯までどういふ行事をしたとか、やっておられるでしょう。いろいろそういうことも合わせた資料をひとつ出して下さい。

○参考人(北岡健二君) よろしうございまして。

○秋山長造君 それだけお願いして、きょうはこれでやめておきます。

○中野文門君 いま、秋山委員の資料要求ですが、あなたのほうにいろいろとP.R.の印刷物等あるでしょう。そういうようなものを、参議院の文教委員会の次の機会に、ひとつあるものだけ皆さんにちやうだいしたいのですがね。ちよつと宣伝しなさいよ。こういうところにも。

○委員長(大谷藤之助君) いま中野委員から発言がありましたけれども、なるべくP.R.用に文教委員会にも資料をひとつ出していただきたいと思ひます。

○中野文門君 それと、いろいろとあなたのほうの赤字問題と関係するわけですが、東京を中心にして全国からやってくる修学旅行の学生の宿泊について、何かお考えになったことがあるかないか、ちよつと一口だけ聞かしていただけないか。

○参考人(北岡健二君) 従来、実は宣伝不足というおことばのとおり、多少、行政機構を通じてだけ修学旅行誘致ということを考へておりました。それだけではどうしてもネットワークがあるようですから、本年度から旅行あつせん業者の信用のできる部分と契約して、来てもらうようにやるということとを考へたのですが、これがそういう話にしてやりまして、大体、修学旅行というのがかなり先の計画を立てておりますので、一年半か二年ない効果はあらわれてこないだらうというふうな状況でございまして、ことに、五月の端境期、これをそういうので充足するように考へる、したがって

設備においても、修学旅行に適するようになつて、たとえば、朝一斉に湯を水筒に詰められるような設備とか、そういうものも考へなければいけない。で、本年度の工事の中でそれを進めておいて、その間にも、このごろは新しい修学旅行の形というのがぼつぼつその線まで参つております。従来、大きいのが、いまのような形でやる、そういう方法をとっている、こういう状況でございまして。

○中野文門君 いずれその問題は、あらためてまた次の機会にお尋ねしたいと思ひますが、修学旅行の学生をあなたのほうにお世話しても、定款で受け入れはできるようになっているのでしょうか。それを心配しておつたのだ。

○参考人(北岡健二君) その辺は全然御心配ございませぬ。

○中野文門君 修学旅行の学生が普通の旅館に泊りますと、狭いところに。ああいう学生をあなたのほうにお世話しても受け入れても差しつかえないような組織になっておりますか。

○参考人(北岡健二君) 修学旅行の団体では、正面切つてはございませぬが、何か気にしていらつしやるようなふうが見えます。センターが修学旅行生を受け入れる問題といひますか、進出し過ぎては困るというふうな懸念を持っていられるようですが、それほどの能力ございませぬですら。

○中野文門君 いや、私のお尋ねするのは、修学旅行の学生は受け入れても、あなたのほうの定款といひますか、それには差しつかえありませんやなしやといふことをお尋ねしているのです。

○参考人(北岡健二君) たてまえ上ちよつとも差しつかえないわけでございまして。

○中野文門君 わかりました。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十七年に開催される札幌オリンピック冬季大会(以下「大会」という。)の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上(以下「大会の準備等」という。)に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(国有財産の無償使用)

第三条 国は、政令で定めるところにより、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第四条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人スポーツ振興資金財団(以下「資金財団」という。)が調達する大会の準備等に必要資金(以下「大会準備資金」という。)に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合において、資金財団を同項の団体とみなして同法の規

定を適用する。

(日本専売公社等の援助)

第五条 日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)

第六条 組織委員会の職員(常時勤務に服することを要しないものを除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二百四十条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第二百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3 組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(資金財団に対する会計検査院の検査)

第七条 資金財団の大会準備資金に係る会計については、会計検査院が検査する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。